

総行住第 20 号
令和 6 年 1 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 省 自 治 行 政 局 長
(公 印 省 略)

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

今般、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村（特別区を含む。）に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正事項

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置において、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求又は申出に対し不許可決定を行う場合及び、住民票の写し等の交付の請求又は申出に対し不交付決定を行う場合、必要に応じて不服申立てをすることができる旨を教示することや、教示を文書により行うことが考えられる旨を追記したこと。

第 2 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

- 1 住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。
- 2 この通知は、通知の日から実施する。

住民基本台帳事務処理要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

現行	令和6年1月30日以降
<p>第5 その他</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ 支援措置</p> <p>(ア) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係る支援措置</p> <p style="margin-left: 20px;">A 市町村長は、支援措置対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、以下のように取り扱う。</p> <p style="margin-left: 40px;">(A) 相手方が判明しており、相手方から申出がなされる場合（閲覧者、閲覧事項取扱者の中に、相手方が含まれている場合を含む。）</p> <p style="margin-left: 60px;">法第11条の2第1項各号に掲げる活動に該当しないとして申出を拒否する。</p> <p style="margin-left: 40px;">(B) 支援措置対象者本人から申出がなされた場合</p> <p style="margin-left: 60px;">支援措置対象者本人からの閲覧の申出については、対象となる住民が氏名等により特定されているものである</p>	<p>第5 その他</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ 支援措置</p> <p>(ア) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係る支援措置</p> <p style="margin-left: 20px;">A 市町村長は、支援措置対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、以下のように取り扱う。</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>なお、請求又は申出に対し不許可決定を行う場合、必要に応じ、不服申立てをすることができる旨を教示することや、教示を文書により行うことが考えられる。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">(A) 相手方が判明しており、相手方から申出がなされる場合（閲覧者、閲覧事項取扱者の中に、相手方が含まれている場合を含む。）</p> <p style="margin-left: 60px;">法第11条の2第1項各号に掲げる活動に該当しないとして申出を拒否する。</p> <p style="margin-left: 40px;">(B) 支援措置対象者本人から申出がなされた場合</p> <p style="margin-left: 60px;">支援措置対象者本人からの閲覧の申出については、対象となる住民が氏名等により特定されているものである</p>

ため、閲覧制度ではなく、住民票の写しの交付制度により対応することが適当である。

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

相手方が第三者になりすまして行う申出に対し閲覧させることがないよう、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

相手方の氏名が変更している場合、相手方が旧氏や通称を用いて申出を行う場合、支援措置対象者が相手方を旧氏や通称のみをもって把握しており、かつ、相手方が旧氏や通称を変更している場合等があり得るため、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して申出者が相手方であるかを確認することが適当である。

また、相手方の依頼を受けた第三者からの閲覧に対し閲覧させることがないよう、利用の目的等について十分留意して厳格な審査を行うことが適当である。

なお、相手方が国又は地方公共団体の機関の職員になりすまして閲覧を請求することも考えられるため、法第11条に基づく請求であっても、閲覧者については、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

B 市町村長は、その判断により、閲覧申出において特別の申出がない場合には、支援措置対象者を除く申出であるとみなし、支援措置対象者に係る部分を除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供することとして差し支えない。なお、この場合、市町村長は、閲覧申出用紙に明記する等により、あらかじめその旨を申出者に明らかにす

ため、閲覧制度ではなく、住民票の写しの交付制度により対応することが適当である。

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

相手方が第三者になりすまして行う申出に対し閲覧させることがないよう、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

相手方の氏名が変更している場合、相手方が旧氏や通称を用いて申出を行う場合、支援措置対象者が相手方を旧氏や通称のみをもって把握しており、かつ、相手方が旧氏や通称を変更している場合等があり得るため、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して申出者が相手方であるかを確認することが適当である。

また、相手方の依頼を受けた第三者からの閲覧に対し閲覧させることがないよう、利用の目的等について十分留意して厳格な審査を行うことが適当である。

なお、相手方が国又は地方公共団体の機関の職員になりすまして閲覧を請求することも考えられるため、法第11条に基づく請求であっても、閲覧者については、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

B 市町村長は、その判断により、閲覧申出において特別の申出がない場合には、支援措置対象者を除く申出であるとみなし、支援措置対象者に係る部分を除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供することとして差し支えない。なお、この場合、市町村長は、閲覧申出用紙に明記する等により、あらかじめその旨を申出者に明らかにす

る。

ただし、このような取扱いをする場合でも、国又は地方公共団体の機関による請求の場合及びその他の者による支援措置対象者に係る閲覧を求める特別の申出の場合には、Aの例により取り扱う。

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写し等の交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援措置対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、支援措置対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の附票（支援措置対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の写しの交付について、以下のように取り扱う。

(A) 相手方が判明しており、相手方から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号、第15条の4第3項各号、第20条第3項各号若しくは第21条の3第3項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、(ア)－A－(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から

る。

ただし、このような取扱いをする場合でも、国又は地方公共団体の機関による請求の場合及びその他の者による支援措置対象者に係る閲覧を求める特別の申出の場合には、Aの例により取り扱う。

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写し等の交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援措置対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、支援措置対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の附票（支援措置対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の写しの交付について、以下のように取り扱う。

なお、請求又は申出に対し不交付決定を行う場合、必要に応じ、不服申立てをすることができる旨を教示することや、教示を文書により行うことが考えられる。

(A) 相手方が判明しており、相手方から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号、第15条の4第3項各号、第20条第3項各号若しくは第21条の3第3項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、(ア)－A－(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から

交付請求を受ける、相手方の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援措置対象者から交付請求を受けるなどの方法により、相手方に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B) 支援措置対象者本人から請求がなされた場合

相手方が支援措置対象者本人になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵便等による請求を認めないこととする。ただし、特別の必要がある場合には、あらかじめ代理人又は使者を支援措置対象者と取り決める、支援措置対象者に確認をとるなどの措置を講じた上で、請求を認めることとする。

また、第2-4-(1)-①-ア-(イ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

相手方が第三者になりすまして行う申出に対する交付を防ぐため、第2-4-(1)-①-ア-(イ)及び第5-10-コ-(ア)-A-(C)に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、相手方の依頼を受けた第三者からの申出に対する交付を防ぐため、(ア)-A-(C)に準じて利用目的についてもより厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

交付請求を受ける、相手方の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援措置対象者から交付請求を受けるなどの方法により、相手方に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B) 支援措置対象者本人から請求がなされた場合

相手方が支援措置対象者本人になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、代理人若しくは使者又は郵便等による請求を認めないこととする。ただし、特別の必要がある場合には、あらかじめ代理人又は使者を支援措置対象者と取り決める、支援措置対象者に確認をとるなどの措置を講じた上で、請求を認めることとする。

また、第2-4-(1)-①-ア-(イ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

相手方が第三者になりすまして行う申出に対する交付を防ぐため、第2-4-(1)-①-ア-(イ)及び第5-10-コ-(ア)-A-(C)に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、相手方の依頼を受けた第三者からの申出に対する交付を防ぐため、(ア)-A-(C)に準じて利用目的についてもより厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。